

国民体育大会参加資格の確認マニュアル

～特別国体版～

(公財) 東京都体育協会

令和4年12月改訂

目 次

1 国民体育大会参加資格 解説	P.1～3
2 国民体育大会参加資格違反の事例	P.4
3 参加資格確認書の作成について	P.5
4 国民体育大会参加申込にかかる確認チェック表・資格確認書（様式）	P.6～10
～各競技団体が参加申込書作成・提出にあたり確認をして提出する書類～	
＜様式＞	
・国民体育大会参加申込にかかる資格確認チェック表	P.6
・特別国体(都予選、ブロック大会、本大会)参加資格確認書	P.7・8
・国民体育大会ふるさと選手制度登録用紙	P.9・10
5 特別国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明	P.11～25
「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準	P.26～28
6 新型コロナウイルス感染症に伴う対応	P.29

国民体育大会参加資格 解説

国民体育大会の参加資格は「国体東京都予選会（選考会）」「国体関東ブロック大会」「国民体育大会」の全てにおいて適応されます。東京都から国体に参加をしたい方は、国体東京都予選会の段階で、各選手・監督の所属都道府県が「東京都」でなければなりません。

都道府県予選会に出場している選手・監督は、国体参加申込時に参加歴として都道府県を記載することになります。

本書掲載内容を熟読のうえ、国体候補選手・監督の参加資格をご確認ください。

1. 参加資格

(1) 日本国籍であること

ただし、日本国籍を持たない者で参加できる条件

1：在留資格が永住者の者（特別永住権を含む）

2：学校教育法第一条に規定する学校に在学する学生・生徒（ただし大学生は除く）

【他条件有】

(2) 前回・前々回の大会（都道府県予選会を含む）に東京都以外から参加していないこと

（例：特別国体に出場希望の場合は、77回・76回大会冬季に他県から参加していないこと）

※本大会競技は、77回の参加実績と、76回冬季大会の参加について。冬季大会競技は、77回・

76回大会の参加について確認すること。

【例外あり】

【前回・前々回と異なる都道府県から参加する際の特例措置】

①学校教育法第一条に規定する学校を卒業した者（新卒業者）

②結婚又は離婚に係る者

③一家転住にかかる者〔少年種別のみ〕

④ふるさと選手制度を活用する者〔成年種別のみ〕

（JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例適応を含む）

活用をする者は、所定の登録用紙（個票）を都体協へ提出すること。

（1回につき2年以上連続が原則・参加条件としての使用は2回まで可能）

【ふるさと選手制度の事例】

	74回大会	75回大会	76回大会	77回大会	特別大会
A選手	新潟県 (勤務地)	中止	中止	東京都 ふるさと活用 ①-1	東京都 ふるさと活用 ①-2
B選手	秋田県 (居住地)	中止	中止	東京都 ふるさと活用 ①-1	秋田県 (居住地) ※ふるさと解除
C選手	埼玉県 (居住地)	中止	中止	東京都 ふるさと利用 ①-1	新潟県 (勤務地) ※新卒業者適用
D選手	東京都 ふるさと活用 ①-1	中止	中止	東京都 ふるさと活用 ①-2	東京都 ふるさと活用 ①-3

◇B 選手の事例

原則2年以上連続して使用しなければならないため、ふるさと解除はできない。

不出場し1年空けるか、ふるさと活用①・2として東京都からの出場の選択どちらかとなる。

◇C 選手の事例

原則2年以上連続して活用しなければならないが、「新卒業者・結婚又は離婚の例外適用」はふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」より優先して適用される。

◇D 選手の事例

1回目活用の2年目（事例75・76回）が中止となつたが、その次回大会（77回）で活用すれば1回目の継続活用となる。

（77回でふるさと解除し、他要件（居住地や勤務地）を選択することも可能。

ただし、その場合、ふるさと活用1回目が終了となる）

⑤JOCエリートアカデミーに係る選手の特例措置

[少年種別]

日本オリンピック委員会（JOC）及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とし、都道府県予選会参加時から大会終了時まで継続して在籍していくなくてはならない。また、JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りではない。

[成年種別]

JOCエリートアカデミーを修了した者または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とし、成年種別年齢領域の選手の「ふるさと」はふるさと選手制度に定める卒業小学校・中学校または高等学校の所在地のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合は入校する直前まで通学していた小学校の所在地をふるさと登録することができる。

（ただし国内移動選手の制限は規程に従う。）

⑥東日本大震災にかかる特例

東日本震災により青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県からの避難等、やむを得ない事情によって当該特例対象県における各要件を満たすことができなくなった者及び当該特例対象県から移動せざるを得なかつた者が対象。

（例）・避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合。

・避難先を離れ、他の都道府県を「居住地」「勤務地」「学校所在地」とする場合。

2. 所属都道府県

ア：居住地を示す現住所

住所に関する届け出（住民票登録）をしており、かつ日常生活をしている場所を指します。東京都選手団は、「ア」を選択して参加する場合、参加申込時に住民票を提出していただきます。

<住民票の取り寄せについて>

・参加申込直前に取り寄せるのでなく、事前（予選会受付時や代表候補に決定後）に

「居住地」を選択する選手・監督から住民票を取り寄せ、原本を確認し、参加申込に備えてください！マイナンバーの記載は不要です。

イ：勤務地（雇用関係があり、主たる勤務実態を有する会社等の所在地）

ウ：（少年種別）学校所在地（通学する学校の所在地）

エ：（成年種別）ふるさと登録（卒業小学校・中学校または高等学校の所在地で登録）

※1回につき2年以上連続して活用・活用は2回まで可能

エ：（少年種別）JOCエリートアカデミーに係る特例措置に定める小学校の所在地

上記のいずれも、該当大会年の4月30日以前から大会終了時まで継続していることが条件です（例外あり）。居住実態、勤務実態については、充分注意して下さい。

（日本スポーツ協会・文書＜「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準＞を参照）

【新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置】

標記感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限及び日本政府の入国制限措置により4月30日までに参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の予選会申込時までに要件を満たし、大会終了時まで引き続き該当地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

【例外】

①トップアスリート特例措置

【該当者リストは国体参加申込システムまたは日スポ協HPで開示】

大会の直近に開催されたオリンピックに参加した選手、または大会開催年の4月30日（冬季は前年10月31日）の時点で、①JOCオリンピック強化指定選手 ②各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内 ③中央競技団体が定めた強化指定選手のいずれかに該当する選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件は定めない。また、この特例に該当する選手は、予選会の免除も適応となる。ただし国内移動制限（2大会あけて他の都道府県から出場）は適応となる。

②東日本大震災に係る特例措置

③一家転住に伴う特例措置（少年種別のみ）

3. 参加監督の指導者資格

国民体育大会本大会ならびにブロック大会に参加する監督は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有している事が、第68回大会より義務化されました。

監督となる可能性のある指導者の資格取得状況を確認し、参加申込に備えてください。

資格有効期限間近の方は以下の2点にご注意ください。

①資格有効期限の6か月前までに「義務研修」を受講していること

②更新料の支払いが完了していること

国民体育大会参加資格違反の事例(都予選・ブロック大会含む)

【下記の事例はすべて参加資格違反となります！】

	事 例	理 由
1	青森県の高校を卒業し、東京都のK大学に進学。住民登録は青森県のままだが、生活の拠点が東京都なので、東京都から参加する。	「居住地を示す現住所」の条件は当該大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで引き続き住民登録等による住所を有し、かつ実際に日常生活をしている場所となる。
2	現在大学生で実際の生活拠点は東京都だが、住民登録は出身の青森県のままなので、青森県から参加する。	
3	山梨県の高校を卒業し、東京都のN大学に進学。居住地は神奈川県にある寮なので、住民登録を神奈川県で行ったが、N大学の所在地が東京都なので東京都から参加する。	大学生は成年種別であるため、学校所在地という選択はない。 ※学校所在地は少年種別のみ
4	通信制高校でありながら、週4日通学している。この学校所在地である東京都から参加する。	少年種別の学校所在地は学校教育法第1条に規定する学校であり、通信制学校は規程する学校に該当しないため、学校所在地での参加はできない。
5	埼玉県の高校に入学し、高1時に埼玉県選手として参加した。高1の3月に生徒単身で転校し、高2は東京都から参加する。	この場合は生徒単身での移動となるので、一家転住ではない。従って前回・前々回と異なる都道府県からは参加できない。
6	成年男子の選手としての参加と同時に、少年男子の監督として参加をする。	「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る」となっているため参加はできない。
7	大学院・専門学校を卒業し、「新卒業者」の例外適用を活用して前回大会とは異なる都道府県から参加する。	「新卒業者」の例外適用は、学校教育法第1条に規定される学校であり、大学院・専門学校はあてはまらない。
8	長野県の中学校を卒業し、新潟県の高校を卒業。大学へ進学し卒業中学校所在地の長野県をふるさととして登録し参加。その後、卒業高校所在地の新潟県にふるさとを再登録し参加する。	ふるさと登録は、卒業小学校、中学校又は高校の所在地のいずれか1都道府県しか登録できないので、1度登録した都道府県は変更できない。
9	岐阜県の実業団チームに所属しており、岐阜県代表として国体参加した翌年にチームが廃部となつたため、山梨県内の別のチームへ移籍し山梨県代表として国体に参加する。	前回又は前々回と異なる都道府県から参加する場合は、原則2大会以上間をあけなければならぬという原則に違反するので参加できない。

※上記は事例です。

参加資格確認書の作成について

国民体育大会に参加する選手・監督は「国民体育大会参加資格確認書」を作成し、提出することとしております。

各競技団体は、選手・監督から提出された確認書の内容を確認し、参加申込システムの入力にあたってください。

なお、確認書は以下の大会申込みの際に都体協へ提出してください。

●関東ブロック大会が開催される競技・種目………ブロック大会参加申込時に提出

●関東ブロック大会の開催が無い競技・種目………本大会参加申込時に提出

「参加資格確認書」様式は都体協ホームページよりダウンロードが可能です。

HP アドレス…<http://www.tokyo-sports.or.jp/>

★注意事項★

国体における「参加」とは、都道府県予選会・ブロック大会・本大会、どの大会に参加していても、「国体参加」となります。

- 予選会に参加していれば、ブロック大会、本大会に参加していなくても「参加」。
- ブロック大会・本大会に参加した選手・監督だけが、「国体参加」ではありません。

参加資格確認書に記入する過去2大会の参加状況とは、都道府県予選会・ブロック大会・本大会を通じての参加状況を記入する箇所です。

都道府県予選会の参加状況が漏れている場合が多いので、充分確認し記入をお願いします。

※第76回国体本大会(三重国体)の大会参加状況については、「不出場」となります。(ただし、冬季国体参加者を除く)

国体の参加状況として、予選、ブロック大会、本大会のいずれかに参加した者は、出場した都道府県を参加状況に明記すべき内容ではありますが、中止となった大会については、予選会、ブロック大会とも開催された実績はありますが、国体の参加状況は「不出場」となります。

また、ふるさと選手制度における「ふるさと登録」についても、同様に第75回、第76回にふるさと登録を行った選手についても、大会中止により、登録抹消となっています。(冬季国体参加者を除く)

(「ふるさと」のカウントについては、第74回以前から登録している場合、第75回、第76回は「継続」とみなすことになっています。)

国民体育大会参加申込にかかる資格確認チェック表

今回は【 関東ブロック大会 ／ 国体 】(どちらかに○印) の
参加申込に係る参加資格確認です。

～ 以下項目を確認・実施し、確認完了のチェックを右チェック欄に記入する ～

	点検・確認の内容	注意事項	チェック
1	参加資格について、競技団体から参加者およびチームに対し周知徹底を行う。	参加資格説明会の開催や、参加資格の解説を各参加者へ配布する。	
2	参加者より提出された参加資格確認書の内容を確認し、参加申込システムへの入力を行う。	過去大会の出場歴や例外適用を参加資格確認書を基に確認し、参加申込書と相違が無いか確認すること。	
3	ふるさと選手制度活用者がいる場合には、都予選会までに選手個人の直筆の登録用紙を整える。	該当者がいる場合には、個票を整え都体協に参加申込時に提出する。 また、使用が2回目以上の者については、一覧を参照し使用回数等を把握すること。	
4	ふるさと選手制度活用希望者(初年度)は、以前に東京都以外でふるさと登録をしていないか確認をし、登録用紙に記入させる。	卒業した小学校・中学校または高校が東京都と他道府県の場合には、これまでに他道府県で登録していないか本人に確認すること。	
5	前回・前々回大会における参加都道府県	本大会のみではなく、 <u>都道府県予選会からの参加の有無を確認すること。</u>	
6	前回・前々回大会において他県から参加している場合の例外適用を確認する	新卒業者・結婚離婚・一家転住・ ふるさと・震災特例 ※該当する例外があった時期と経緯に注意	
7	居住地・勤務地・学校所在地を選択して参加する場合の参加資格確認。	当該年度の4月30日以前から引き続き継続していること。 <u>住民票の提出・勤務の有無・通学の有無の確認を行う。</u>	
8	ふるさと選手制度活用者の再チェック。 ※関プロ・本大会時のエントリーは、東京都予選会で敗退し、代表にはならなかつた選手も記載すること	参加申込する一覧には、東京都予選会から全ての選手が含まれているか確認する。 予選会・ブロックで敗退した場合も、その年度の使用とカウントする為、必ず入力すること。	
9	例外適用者の資格確認。	新卒業者・結婚離婚にかかる者・一家転住・ふるさと登録又は解除・東日本大震災に係る特例・コロナウィルス感染症に伴う特例の詳細確認。	

年　月　日

公益財団法人東京都体育協会理事長 殿

上記の内容について、参加申込する選手・監督の参加資格を確認したことを報告いたします。

団体名 _____

特別団体 37競技 参加資格確認書

＜監督、成年年齢選手用＞

国体参加に向け、過去2大会の参加状況と現状を確認し、東京都選手団としての参加資格を確認します。

下記の問い合わせにご回答ください。

⚠️ 回答はご本人による直筆でお願いします！！⚠️

競技名		種別		区分	監督	・	成年選手
フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日	生まれ
氏名							
勤務先・学校名 (正式名称)	在学(年生) ・ 教諭						職員
プログラム 掲載用所属							上記勤務先・学校名以外に指定があれば記載する。
※監督のみ (選手兼監督を含む)	日本スポーツ協会・ 指導者資格名・	登録番号: (7ケタ)		有効期限:	年	月末	

Q1. 過去2大会の参加状況を記入ください。

昨 年 度	第77回大会 (2022年) (令和4年)	参 加 状 況		参加都道府県	参加種別
		予選会	参 加 ・ 不参加		
		ブロック大会	参 加 ・ 不参加		
一 昨 年 度	第76回大会 (2021年) (令和3年) ※冬季大会に参加 した者のみ記入	予選会	参 加 ・ 不参加		
		ブロック大会	参 加 ・ 不参加		
		本大会	参 加 ・ 不参加		

Q2. 国体参加資格を確認します。該当に○をつけてください。

(1) 日本国籍を有している。または「永住者」(特別永住者を含む)である。	はい	いいえ
(2) 予選会及びブロック大会を含め、過去2大会(第76回、第77回)において「東京都」以外の道府県から参加していない。	はい	いいえ
A	2022年3月(令和3年度)または2023年3月(令和4年度)に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した。 年3月卒 校名 :	新卒業者
B	2021年5月1日又は2022年5月1日以降~2023年4月30日までに法的手続きを含め、結婚または離婚した。	結婚・離婚
C	「ふるさと選手制度」を活用する。または解除する。	ふるさと
D	「東日本大震災に係る選手及び監督の国体参加資格の特例措置」を活用する。	震災特例

Q3. 今大会参加にあたり、都内に該当するものはどれですか？

該当するA～ウの選択肢のうち、1つに○をつけ、区市町村名を記入する。(ウの場合、ふるさと登録した学校名)

選択肢	区市町村名	詳 細 (★必ず一読のうえ確認ください)
ア：現 住 所		2023年4月30日以前～大会終了日まで引き続き”住民票を含む”居住地が都内にあり、生活していること。 (※住民票(マイナンバー不要)提出) 住民票の「住民となった日」が2023年4月30日以前の日付であるか確認!
イ：勤 務 先		2023年4月30日以前～大会終了日まで引き続き勤務している先の所在地が都内であること。 (勤務とは実際に通勤し、その会社と雇用関係があること。)
ウ：ふるさと (※選手のみ)	卒業学校:	卒業した小学校・中学校または高校の所在地が都内にあり、そのいずれかを選択し登録する。 (※登録は競技団体を通じて行う。登録後の変更は不可。) JOCリートカード修了者及び在籍者は特例による。

※参加資格の詳細は、日本スポーツ協会・国体参加資格、年齢基準等の解説説明、「日常生活」ならびに「主たる勤務実態」の考え方を参照

特別国体 37競技 参加資格確認書

<少年年齢域選手用>

国体参加に向け、過去2大会の参加状況と現状を確認し、東京都選手団としての参加資格を確認します。

下記の問い合わせにご回答ください。

回答はご本人による直筆でお願いします！！

競技名		種別			
フリガナ		生年月日	西暦	年	月
氏名					日生まれ
学校名 (正式名称)	在学(年生)				
プログラム 掲載用所属	上記学校名以外に指定があれば記載する。				

Q1. 過去2大会の参加状況を記入ください。

昨年度	第77回大会 (2022年) (令和4年)	参 加 状 況		参加都道府県	参加種別
		予選会	参 加 ・ 不参加		
		ブロック大会	参 加 ・ 不参加		
一昨年度	第76回大会 (2021年) (令和3年) ※冬季大会に参加した者のみ記入	予選会	参 加 ・ 不参加		
		ブロック大会	参 加 ・ 不参加		
		本大会	参 加 ・ 不参加		

Q2. 国体参加資格を確認します。該当に○をつけてください。

(1) 日本国籍を有している。または「永住者」(特別永住者を含む)である。	はい	いいえ
(2) 予選会及びブロック大会を含め、過去2大会(第77回、第76回)において「東京都」以外の道府県から参加していない。	はい	いいえ
Q2-(2)の回答が 「いいえ」の時 A~Eの該当に○	A 2022年3月(令和3年度)または2023年3月(令和4年度)に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した。 年3月卒 校名 :	新卒業者
	B 2021年5月1日又は2022年5月1日以降～2023年4月30日までに法的手続きを含め、結婚または離婚した。	結婚・離婚
	C 76回大会終了後又は77回大会終了後～今大会予選会までに、やむを得ない理由により一家転住した。	一家転住
	D JOCエリートアカデミーに在籍している。	JOCアカデミー
	E 「東日本大震災に係る選手及び監督の国体参加資格の特例措置」を活用する。	震災特例

Q3. 今大会参加にあたり、都内に該当するものはどれですか？

該当するA~Eの選択肢のうち、1つに○をつけ、区市町村名を記入する。(Eの場合、小学校名)

選択肢	区市町村名	詳細(★必ず一読のうえ確認ください)
ア：現住所		2023年4月30日以前～大会終了日まで引き続き”住民票を含む”居住地が都内にあり、生活していること。 (※住民票(マイナンバー不要)提出) 住民票の「住民となった日」が2023年4月30日以前の日付であるか確認!
イ：学校所在地		2023年4月30日以前～大会終了日まで引き続き在籍している学校所在地が都内で週5日通学していること。(休学中、通信制、高専、別科は対象外)
ウ：勤務先		2023年4月30日以前～大会終了日まで引き続き勤務している先の所在地が都内であること。 (勤務とは実際に通勤し、その会社と雇用関係があること。)
エ：JOCエリートアカデミーに係る特例措置	小学校名	予選会から大会終了時まで継続してJOCエリートアカデミーに在籍している者で次のいずれかが該当する者。 ・卒業した小学校の所在地が都内の学校である。 ・加えて入校時が小学生の場合、その小学校の所在地が都内の学校である。

*参加資格の詳細は、日本スポーツ協会・国体参加資格、年齢基準等の解説説明、「日常生活」ならびに「主たる勤務実態」の考え方を参照

【様式1 国体ふるさと選手制度登録用紙】

～～～ 登録選手ご本人の直筆、捺印をお願いします ～～～

競技団体名:

西暦 年 月 日

会長: 殿

(公財)東京都体育協会理事長 殿

ふりがな	
氏名	印
性別	男・女
生年月日	西暦 年 月 日

特別国民体育大会(予選会を含む)参加資格「ふるさと」登録について

国民体育大会ふるさと選手制度により、私の「ふるさと」を東京都として、次のとおり登録します。

1. 参加競技名

競技	種別		種目・階級

2. 現住所

〒		
電話		携帯電話

3. 直近の国体参加経歴(都道府県予選会を含む) ※以前に参加したことのある者のみ回答

直近参加大会	第()回 本大会・ブロック大会・都道府県予選会 (該当を○で囲む)		
都道府県名			
参加した 種別・資格 (該当に○印)	成年	ア 居住地を示す現住所・イ 勤務先所在地・ウ ふるさと・エ JOCエリートアカデミー	
	少年	ア 居住地を示す現住所・イ 学校所在地・ウ 勤務先所在地・エ JOCエリートアカデミー	

4. 「ふるさと」に関する確認事項(卒業学校の所在地=ふるさと)

(1) ふるさと登録の利用状況 ※「ふるさと」の所属要件で大会に参加した大会回数に○印をする

今回が初めての登録		
過去に登録あり	60～66(回) 67・68・69・ 70・71・72・73・74・(75)・(76)・77	

(2) 卒業した学校名と所在地(正式名称) 【ふるさとを適応する学校】

学校名(正式名称)	学校所在地	卒業した年月
	東京都() 区・市・町・村	年 月 卒業

～ふるさと利用に係る留意事項～

※ 「ふるさと」とは、卒業小学校・中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県を指します。

※ ふるさと登録は、一度登録すると都道府県を変更することはできません。

※ ふるさと参加資格で2年以上参加すること。また、「2年以上の参加を1回」とし、2回まで利用できます。

その他、ご不明な点がありましたら必ず競技団体又は東京都体育協会へお問い合わせください。

様式2「ふるさと選手制度活用者一覧」

公益財団法人東京都体育協会 理事長 殿

西暦 年 月 日

競技団体名:

会長名:

印

以下の者を国民体育大会(都予選会を含む)のふるさと選手制度活用者とし、
東京都へふるさと申請いたします。

No.	参加競技			フリガナ	前回大会の参加都道府県	
	競技	種別	種目	氏名	回	都道府県名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

記載責任者

氏名

連絡先

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

西暦2023年に開催する特別国民体育大会実施要項規則「5参加資格・所属都道府県及び選手の年齢基準等」における各項目の解釈については、下記の通りとする。

また、本資料に定めのない事項、内容・解釈については、「日本スポーツ協会」、「日本スポーツ協会・日本スポーツ協会」以下、「日本スポーツ協会」において決定する。

(注) ①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。

②下記に示すもの他、競技によっては、各競技別要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項目	解釈・説明	備考・補足	
(1) 参加資格			
ア 日本国籍を有する者であることを除き、選手及び監督のうち、次の者については、大会に参加することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 「離島的」に日本に離島と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)(2)所属都道府県に定める各期間ごと。 		
(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」「(日本国籍との平和条約に準じて、日本に在留するに要するに定める特例法)」に定めた日本の国籍を離脱した者等の出入国管理 和議約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)」に定める「特別永住者」を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 「永住者」「(特別永住者)含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。 	[1] 「永住者」「(特別永住者)含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。	
(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者	<ul style="list-style-type: none"> a 「学校教育法」第1条に規定する学校又は生徒で、いこと。 [B 参加申込方法]で定めた参加申込締切時に年上位前から、 b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本号(イ)及び次号(ウ)でいう「学校教育法」第1条に規定する学校(以下「第1学校」といふ)又は、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。 ・ 大会実施要項都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、 経過して第1学校に在籍していないければならない。 	[1] 「永住者」「(特別永住者)含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。
(リ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者	<ul style="list-style-type: none"> a 少年種別年齢域にあつた時点において前号(イ)に該当していた者 であること。[2] b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に前号(イ)に該当していた者であつても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」「(特別永住者)含む)以外は国体に参加できない。[3] ・ 過去に前号(イ)に該当していた者であつても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」「(特別永住者)含む)以外は国体に参加できない。 	[2] 過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できません。 ・ 第59回大会(2004年)以前に第1学校に在籍していた者については、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。
(ア) 参加資格アーアー(ア)に該当しないこと。	<p>〔神〕上記のbについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱われる。</p>		[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。
Q.1(1) 参加資格アーアー(ア)に「永住者」「(特別永住者)を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」「(特別永住者)を含む)」であるが、在留資格が「永住者」「(特別永住者)を含む)」について記載されていますが、在留資格を有する者と同様の条件で参加できます。			
A.1 在留資格に「永住者」「(特別永住者)を含む)」の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。			
従って、(1) 参加資格アーアー(ア)の「第1学校」に在籍していない方も参加できます。			
Q.2 (1) 参加資格アーアー(ア)に「少年種別年齢域にあつた時点において前号(イ)に該当しないたる者」とあります。大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1) 参加資格アーアー(ア)に該当しないため、参加できません。			
A.2 大学から来日し、その後就職された方に於いては、「(1) 参加資格アーアー(ア)に該当しないため、参加できません」。			
なお、「永住者」「(特別永住者)を含む)」を除く外国籍の者の参加条件として、「第1学校」に「1年以上の在籍年数」があつても参加できません。			
現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1学校」に「1年以上の在籍年数」があつても参加できません。			
Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できる活動内容等を勘査した上で、参加の可否を決定いたします。			
A.3 本資料記載以外の在留資格の者についても、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び競が国における活動内容等を勘査した上で、参加の可否を決定いたします。			
Q.4 成年種別に「少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」どちらが適用されますか。			
A.4 参加資格を判断する際は、当該年4月 日付点での年齢が少年・成年種別年齢域に属するか、高生であるか否か等は参加資格を判断する際の要件にはなりません。このため、成年種別に参加する選手が18歳未満の少年種別年齢域)の場合は、「少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者」の要件を満たす必要があります。			

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者が代表として認め、選抜した者）であること。		
ウ 第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第76回大会とは、2021年に開催された冬季大会 →冬季大会 署名県：岐阜県 ・ 第77回大会とは、2022年に開催された冬季大会 →冬季大会（秋田県・栃木県）本大会（栃木県） 	
(7) 成年種別		
a 「学校教育法」第13条に規定する学校を卒業した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者：2022年度以降（冬季大会は2021年度以降）に卒業した者 →冬季大会は2020年度以降）に卒業した者 ・ ここでいう「学校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学（大学院を除く）を指す。 ・ 第11校については同じ解釈を適用する。 	
b 結婚又は離婚に係る者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校教育法」第124条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁）（参考1参照）を満たす学校について、第11校と同様に扱われるとしている。 ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第77回大会参加者：2022年5月1日以降、2023年4月30日まで（冬季大会は2021年5月1日から2022年4月30日まで）に法的手続きを完了した者^[4] →冬季大会不参加者：2021年5月1日以降、2023年4月30日まで（冬季大会は2020年5月1日から2022年4月30日まで）に手続を完了した者^[5] 	<p>[4] 2023年4月30日（冬季大会は2022年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていないようでも、2023年5月1日（冬季大会は2023年5月1日）以降に法的手続きを完了できない。 [5] 結婚又は離婚による者</p>
c ふるさと選手制度を活用する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の方法により都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。^[5] ・ 後記「住」については、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。^[6] 	<p>[5] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育（スポーツ）協会に確認すること。 [6] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p>
d 東日本大震災に係る参画登録特別措置を活用する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の別記5の(2)「特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	
Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者は、どういうことでしょうか。」		
A.1 団体は都道府県が抗の総合競技会のためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会会長（代表者）が、正式な都道府県代表として責任を持つて選抜し、派遣することになります。		
Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればいいですか。また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2ヶ所以上連続して、1回につき2ヶ所までとなります。		
A.2 年長小学校、年長中学校、卒業高等学校所在地の都道府県は、卒業小学校、卒業中学校、卒業高等学校は卒業高等学校住所のみで、「ふるさと」都道府県のみで、手続終了後は変更できません。		
※ 少年種別と共に通する内容については、3頁をご参照ください。		

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目		解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格			
(a) 少年和別	a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 〔注〕当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の②「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第77回大会参加者：2022年度（冬季大会は2022年度以降）に卒業した者、第76回大会参加、第77回大会不参加者：2021年度以降（冬季大会は2020年度以降）に卒業した者 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 	
b 結婚又は離婚に係る者 〔注〕当該要件発生後、初めて参加する者に限る。		<ul style="list-style-type: none"> 後記の②「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第77回大会参加者：2022年5月1日以後、2023年4月30日まで（冬季大会は2021年5月1日から2022年4月30日まで）に法的手続きを完了した者〔7〕 第76回大会参加、第77回大会不参加者：2021年5月1日以後、2023年4月30日まで（冬季大会は2020年5月1日から2022年4月30日まで）に手続を完了した者 	[7] 2022年4月30日（冬季大会は2022年4月30日）以前から後記の②「所属都道府県」に示す条件を満たしている者も、2023年5月1日（冬季大会は2023年5月1日）以後に法的手続を行った場合は、は、新婚又は離婚に係る者の特例（「国内移動選手の制限」に抵触しない限り）を適用できない。 ※2022年の民法改正により、婚姻適齢年齢が変更となつたため、本特例については特別大会をもつて削除予定
c 一家庭住民に係る者 〔別記2〕「一家姉妹等」に伴う特例措置による。 〔注〕当該要件発生後、初めて参加する者に限る。		<ul style="list-style-type: none"> 転居先及び在籍元都道府県における代理選手状況により、所定の手続きを行わなければならない。〔8〕 第77回大会参加者：第77回大会終了後（2022年10月以降、冬季大会は2022年1月又は2月以後）に法的手続きを完了した者、第76回大会不参加者、第77回大会参加者、第76回大会参加、第77回大会不参加者：2021年10月以後、冬季大会は2021年1月又は2月以後、特別大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 	[8] 所定の手続きについてば、10頁「別記2」「一家姉妹等」に伴う特例措置の考え方1-（3）を参照すること。
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 〔別記3〕JOCエリートアカデミーによる選手の参加資格の特例措置による。		<ul style="list-style-type: none"> JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。〔9〕 	[9] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する平選は対象とならない。
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 〔別記5〕東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置による。		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県予選会参加から本大会終了時まで継続して在籍していない場合はならない。〔10〕 後記の別記5の②「特例の内容②」の「特例の対象者」に示す条件を満たす場合に限る。 	[10] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2023年10月17日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
Q.1 審査チームの解散や、転籍に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。 A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。ただし、(1) 参加資格一覧（ア）もしくは(ア)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。			
Q.2 2022年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。 A.2 団体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」「新卒業者」の対象としておりません。			
※ 成年種別（2頁参照）と共通する内容となります。			

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 種別が異なる場合は「選めない」（例：成年男子の選手）と「成年女子の監督」や、「成年男子の監督」と「少年女子の監督」） この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[1] 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民体育大会開催基準要項細則」「国民体育大会実施競技及び参加人員」に記載する。 	<p>[11] 監督が並別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。</p> <p>[12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。（例：ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→大会「成年女子の監督」）（一部競技を除く）また、大会が異なる場合は、「監督と監督でそれ異なる種別への参加を認める。（例：ブロック大会「成年男子の監督」→敗退→本大会「成年女子の監督」）（一部競技を除く）</p>
オ 選手及び監督は、画数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会は、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキーカンク会を指す。 特別大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。 	<p>[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民体育委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「ブロック大会の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受けた者は、当該競技の大会に参加しないで、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会（ブロック大会）へ出場できる。</p> <p>ただし、ブロック大会実施競技種目・種別ににおける本大会への参加は、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内での協議の上、周知徹底を図ること。</p>
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 (7) 都道府県大会及びブロック大会に参加、これを通過した者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 	<p>[14] ブロック大会における本大会参加特の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技項目別は、「都道府県」が本大会への出場権を得たものであり、個人人が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができます。（一部競技を除く）</p>
エ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 (7) 都道府県大会及びブロック大会に参加、これを通過したこと。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県大会^[13] 都道府県大会の開催方法等（競技会場、運営基礎等）について（は、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示することなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を趣すること。 ブロック大会^{[13]、[14]} 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表者は、都道府県により選考した代表をもつ（ブロック大会に参加し、これを通過しなければならない）。 都道府県大会及びブロック大会に参加する場合は、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。 	<p>[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民体育委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「ブロック大会の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受けた者は、当該競技の大会に参加しないで、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会（ブロック大会）へ出場できる。</p> <p>ただし、ブロック大会実施競技種目・種別ににおける本大会への参加は、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内での協議の上、周知徹底を図ること。</p> <p>[14] ブロック大会における本大会参加特の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技項目別は、「都道府県」が本大会への出場権を得たものであり、個人人が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができます。（一部競技を除く）</p>
ア1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？	A.1-1 できません。 上記(1)参加資格一「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会において、冬季大会実施競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のいずれかを選択する必要があります。	
ア1-2 特別冬季大会はスケート競技、特別本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県から、どちらかから参加できますか。	A.1-2 できません。 上記(1)参加資格一「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会において、冬季大会実施競技に限り参加できる。」と記載の通り、特別冬季大会及び特別本大会は同一の都道府県からの参加となります。	
ア2 同一競技・種別において異なる種目に出場することは可能ですか？	A.2 できます。一方で出場する全ての種目において予選会から含め、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、またはB県からの参加となります。	
ア3 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。	A.3 できません。 上記(1)参加資格一「選手を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。	
ア4 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが脱落したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。	A.4 できません。 上記(1)参加資格一「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できません。（一部競技を除く）	
ア5 都道府県大会とブロック大会に参加できることでしょか。ブロック大会で怪我をした選手がいた場合、都道府県競技団体が症候性を理由に本大会に参加できないのでしょうか。	A.5 原則として、都道府県大会への出場権等、当該都道府県競技団体が獲得したものであら、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。（一部競技を除く）ただし、交代する選手は、都道府県代表としての手選（手選き）に参加していることが条件となります。	
ア6 予選会の免除があると聞きましたが。	A.6 日本スポーツ協会国民体育委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トッグアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。	
ア7 免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選択方法等に問合せください。		

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
ク 上記のほか、選手について次のことおりとする。		
(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること	・ 選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	
(ロ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならぬ。	・ 選手が監督を兼任する場合も同様に取り扱う。また、監督を交代する場合、交代後の監督についても条件を満たす公益スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有しているなければならない。	[15] 2023年4月1日(冬季大会は2022年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格についても条件を満たす公益スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有していないなければならない。
ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不祥の場合は参考として該競技実施要項によるものとする。 [15]	・ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不祥の場合は参考として該競技実施要項によるものとする。	[15] 2023年3月31日以降であること。

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足		
(2) 所属都道府県				
ア 成年種別				
(7) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] ・ 2023年4月30日以前（冬季大会は2022年4月30日以前）から本大会終了時まで引き継ぎこの2つの条件を満たしていること。[18] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照。 	[16] 「住所を有」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。		
(1) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年4月30日以前（冬季大会は2022年4月30日以前から本大会終了時まで引き継ぎ、雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照。 	[17] 「日常生活」については、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。		
(9) ふるさと 〔別記3「国民体育大会ふるさと選手制度」による〕 ・「注記4」に係る選手の適用を受け、「ふるさと選手」に係る選手の適用を受けた者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[21] ・ 左記「注」に係るJOCエリートアカデミーが当該アカデミーを修了したことまたは同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22] 	[18] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2023年10月17日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。		
	<p>※「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日まで、引き継ぎ当該地に、それぞれ居住又は勤務してなければなりません）。ただし、次の者はこの限りではない。</p> <p>〔成年種別〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">a 別記4「アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">b 別記5「日本大陸団に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合</td> </tr> </table>	a 別記4「アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	b 別記5「日本大陸団に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合	[19] 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
a 別記4「アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者				
b 別記5「日本大陸団に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合				
		A.1 A県、B県も「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。		
		A.2 居住地を示す現住所」の条件は、当該大会は開催前年の4月30日以前より大会終了時まで引き継ぎ、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。		
		A.3 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在地であるA県から参加することができますか。		
		A.4 大学を示す現住所」は、大学を示す現住所、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。		
		A.5 「勤務地」は、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務活動を行っている所在地（会社、事務所等の勤務場所）となります。		
		Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。		
		A.1 A県、B県も「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。		
		A.2 大学の所在地を標榜として、A県から参加することはできません。		
		A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。		
		A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県から参加することができます。		
		A.5 上記(2)「所属都道府県」又は「勤務地」又は「卒業中学校又は卒業高等専門学校所在地の都道府県をふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。		
		Q.2 私体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。		
		A.1 本大会及び本大会にはそれが選択することができる都道府県から参加することができます。		
		A.2 大学の所在地を標榜として、A県から参加することができます。		
		A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。		
		A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県から参加する大会は、原則として都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することができません。【上記(1) 参加資格一覧参照】		
		Q.3 私はA県に本拠地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県ですか。		
		A.1 本拠地は、実際の勤務先であるB県です。		
		A.2 大学を示す現住所」は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年の4月30日以前より大会終了時まで引き継ぎ、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります）。		
		A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。		
		A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県から参加する場合は、原則として都道府県の予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1) 参加資格一覧参照】		
		Q.4 国体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県から参加することがあります。		
		A.1 本大会及び本大会にはそれが選択することができる都道府県から参加することができます。		
		A.2 大学の所在地を標榜として、A県から参加することができます。		
		A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。		
		A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県から参加する場合は、原則として都道府県の予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1) 参加資格一覧参照】		
		Q.5 上記(2)「所属都道府県」又は「勤務地」又は「卒業中学校又は卒業高等専門学校所在地の都道府県をふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。		
		詳細は、下記別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」をご参照ください。		
		※成年種別年齢別の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記1「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。		

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
(2) 所属都道府県		
イ 少年別		
(7) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23] [24] ・2023年4月30日以前（冬季大会は2022年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、この2つの条件を満たしていること。[25] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[23] 「住所を有しとは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。</p> <p>[24] 「日常生活」については、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[25] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：各競技会終了時）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。</p> <p>[26] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：各競技会終了時）を指す。</p>
(7) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地 (以下「学校所在地」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年4月30日以前（冬季大会は2022年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通常でいる学校の所在地を指す。[26] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[27] 金日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加では、第1校と同様に扱われる。</p> <p>[28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「観遊地」のいずれかから参加できる。</p> <p>[29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。「学校所在地」の所属選択はできない。</p>
(7) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第36条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（参考）を満たす学校について、下記の者は学校所在地から参加することはできない。 (1) 休学中の者 (2) 通信による課程を行なっている者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者 ・2023年4月30日以前（冬季大会は2022年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通常主ど雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[30] 「主たる勤務実態」については、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[31] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：各競技会終了時）を指す。</p> <p>[32] JOGが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象にならない。</p>
(2) 別記2「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特別措置」に定める 小学校の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 (32) ・都道府県予選会参加から本大会終了時まで継続して在籍していく者はならぬ。 (33) ・JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の団体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。 (34) 	<p>[33] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：各競技会終了時）を指す。</p> <p>[34] 左記の解釈は、上記「(1) 参加資格」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。</p>
〔少年別〕		
〔少年別〕 a 一家既住に係る者	<p>※「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれから参加する場合には、2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで、引き続き当該地にてそれぞれ居住、勤務、又は通学していないわけなければならない。ただし、次の者は二の限りではない。</p>	<p>・「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。</p>
b 別記4「ツアースリー」の適用を受ける者		
c 別記5「日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の 特例措置」の適用を受ける者		

<p>Q.1 少年別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。</p> <p>A.1 異なりません、同一です。</p> <p>Q.2 「第1条校の所在地」（学校所在地）としての条件を教えてください。</p> <p>A.2 当該大会開催件4月30日以後から本大会終了時まで引き続き通学している学校（第1条校）の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。</p> <p>(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行なう課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者</p> <p>また、団体における所属都道府県としての学校所在地の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専修学校、高等師範学校、中等教育学部、高等師範学部等の「学校教育法施行規則」第1条〔中学校設置基準〕及び「高等学校設置基準」を含む。</p>	<p>Q.1 少年別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。</p> <p>A.1 異なりません、同一です。</p> <p>Q.2 「第1条校の所在地」（学校所在地）としての条件を教えてください。</p> <p>A.2 当該大会開催件4月30日以後から本大会終了時まで引き続き通学している学校（第1条校）の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。</p> <p>(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行なう課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者</p> <p>また、団体における所属都道府県としての学校所在地の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専修学校、高等師範学校、中等教育学部、高等師範学部等の「学校教育法施行規則」第1条〔中学校設置基準〕及び「高等学校設置基準」を含む。</p>
--	--

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明
(3) 選手の年齢基準	<p>ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。</p> <p>(7) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者は、「居住地」、「ふるさと」「勤務地」、「学校所在地」の区分に基くものとする。 (イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者とする。</p> <p>(ロ) 生命を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。</p> <p>イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかるわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学生3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)とする。</p>
(4) 前記の各事項に疑惑のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。	<p>Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が団体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。 A.1 成年種別からの参加となります。学校の所在地は選択できません。団体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。</p> <p>Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該1年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。 A.2 上記(3)「選手の年齢基準」アーティック(7)に記載の通り、年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。 つまり、サッカー成年男子及び女子の種別は、2005年4月2日以降に生まれた者は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地」、「ふるさと」、「勤務地」、「学校所在地」)となり、2005年4月1日以前に生まれた者は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地」、「ふるさと」)となります。</p> <p>Q.3 「上記(3)「選手の年齢基準」アーティックの解釈・説明について記載されている競技以外では、中学生3年生は参加できないのでしょうか。 A.3 できません。中学生3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の特例措置が定められることがあります。</p> <p>Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑惑のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑惑が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。 A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご連絡ください。</p>

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記「国民体育大会ふるさど選手制度」		
(1) 成年種別年齢の選手は、国民体育人会開催基準要項第3項〔国民体育人会開催基準要項第8項目第1号及び第10項目第4号から参加資格及び年齢基準等〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。	<p>・本制度は、監督として参加する者(ただし、選手を兼任する者は除く)には適用されない。 ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」一アーア(ア)(本大会:2005年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2004年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。</p>	
ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 フ ふるさと		
(2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。	<p>・「卒業小学校」「卒業中学校」「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、「学校教育法」第13条に規定する「各頭学校のうち、「学校教育法」第47条及び第48条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁[参考]参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p>	
	<p>・下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通常による教育を行なう課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者</p>	
(3) 我が国が競技方向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び永住者)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。では、日本における滞在期間に限わらず、本制度を活用できるものとする。	<p>・「永住者」(「特別永住者」を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 「日本国籍を有する者及び永住者」に該当しない者については、2023年4月30日(冬季大会は2022年4月30日)以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。 [36]</p>	[35] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2023年10月17日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(4) 「ふるさど選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	<p>・都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。 [37]</p>	[37] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(5) 「ふるさと」から参加を希望する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3) (国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。	<p>・前年度までに「ふるさど選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。</p>	
(6) ふるさど選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県は「ふるさど選手を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込新切符日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		<p>※ プロック大会及び都道府県予選会に「ふるさど選手」として参加した者も含む。</p>

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。 A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
Q.2 「ふるさと登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいざれかの所在地」となっていますが、登録することはできますか。 A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいざれかも登録できません。
Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校で都道府県を「ふるさと」として登録できるでしょうか。 A.3 できません。B高等学校を「ふるさと」として登録できません。なお、中学校は卒業しているので、中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
Q.4 「ふるさとを登録して都道府県予選会に参加を申請んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかつた。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかつたものとしてカウントされますか。 A.4 個体においては、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなければならぬのでしょうか。 A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地」で現住所を示す現住所または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用しない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加する場合は除く。)
Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して団体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。 A.6 できません。大学4年時に初めて活用して団体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。（上記(1)参加資格一覧（ア）成年離別の及び配偶者又は離婚による者についても、「ふるさと」の都道府県以外から参加できません。）
Q.7 「ふるさと」は毎年手続きしなくてはならないのですか。 A.7 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていないれば、現在留学等で海外に住んでいる場合でも活用できますか？
Q.8 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要になります。 A.8 できます。
Q.9 都道府県選択方法において「ふるさと選手制度」と「居住地」の両方が適用できる場合、どちらを選択すれば良いですか？ A.9 どちらでも可です。ただし、ふるさと選手制度は原則として、回につき1年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。また、ふるさと選手制度を利用しA県から参加(①)した選手が同じA県から「居住地」として出場し、再度ふるさと選手制度を利用しA県から参加する(②)場合、所属県に変わりはないものの、都道府県選択方法を変更した履歴があるため後者のふるさと利用(②の場合は)「2回目」の利用となります。

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記2[「一家転居等」に伴う特例措置] 都校への特例 1 以下の内容をすべて満たすにより、国内移動選手の制限(国民体育人会開催基準要項細則第9項-1)-1-③)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 (1) この特例の対象は、少年別年齢別への参加者に限る。	<p>ここいう「少年別年齢別」とは実施要項総則5-(3)-アー(i)(本大会:2005年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2001年月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。</p>	
(2) 本特例を受けることができるものは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。 ア 離の転勤による一家の転居 イ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居 ウ 転居した時点に応じて、以下の手続を終了していること。 ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会(以下、「都道府県体育協会」といふ。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告する。 イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会と、下記2(2)の場合は転居先に対し、その旨報告した承を傳ること。	<p>ここでいう「転居元」とは、転居前に属していた大会に参加した都道府県のことである。</p> <p>ここでいう「転居先」とは、転居後ににおける「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。</p>	
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。 (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居先が属する都道府県の代表が駆け出走している場合 イ 別居参考者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合 ウ 別居参考者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合 (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		
		<p>Q.1 一家転住の特例は成年別には適用されないのでですか。 A.1 適用されません。少年別年齢別の参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。</p> <p>Q.2 上記1-(2)-イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とあります。親の結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。 A.2 别居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。</p> <p>Q.3 上記1-(2)-ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とあります、「やむを得ない理由」とは、当該選手の意図ではなく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体的な事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。</p>
		<p>【参考】◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)</p> <p>「学校教育法」</p> <p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第134条 第134条に掲げるものについて、学校教育に須する教育を行うに当たり他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行ふものを除く。)は、各種学校とする。</p> <p>第32条 小学校の修業年限は、6年とする。</p> <p>第47条 中学校の修業年限は、3年とする。</p> <p>第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。</p> <p>第1条((中学校設置基準)及び「高等学校設置基準」) 「学校教育法施行規則」 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書室又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。</p>

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考・補足
別記3「IOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】		
(1) 対象者	<p>公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「IOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次に該当する者については、国民体育大会開催基準則第9項国民体育大会開催要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に掲げる(2)～(4)の特例を適用する。</p> <p>ア 少年種別年齢域の選手でIOCエリートアカデミーに在籍する者</p> <p>イ 成年種別年齢域の選手でIOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者</p>	<p>[38] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業に対する対象となるない。</p> <p>[38] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認めることを在籍して在籍していくなくてはならない。</p> <p>JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。</p> <p>ここいう「少年種別」とは上記(3)選手の年齢基準「一歳～(7)日本大会：2005年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：2004年4月2日以降に生まれた者」に該当する者とする。</p> <p>「卒業小学校」((入校する直前まで通学していた小学校)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第13条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第4条及び第66条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁[参考])を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p> <p>「JOCエリートアカデミー」に在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を経た場合はこの限りでない。 [39]</p> <p>ここいう「成年種別」とは、上記(3)選手の年齢基準「一歳～(ア)日本大会：2005年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2004年4月1日以前に生まれた者」に該当する者とする。</p> <p>「卒業小学校」((入校する直前まで通学していた小学校)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第13条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第4条及び第66条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁[参考])を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p> <p>都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。 [40]</p> <p>国内移動選手の制限に係る例外適用</p> <p>(1)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業小学校、卒業中学校、卒業高校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であつた場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とることができる。</p> <p>【注】(1)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項別則第3項-(1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い扱うものとする。</p>
(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県	<p>(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。</p> <p>「卒業小学校」((入校する直前まで通学していた小学校)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第13条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第4条及び第66条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁[参考])を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p> <p>「JOCエリートアカデミー」に在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を経た場合はこの限りでない。 [39]</p> <p>ここいう「成年種別」とは、上記(3)選手の年齢基準「一歳～(ア)日本大会：2005年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2004年4月1日以前に生まれた者」に該当する者とする。</p> <p>「卒業小学校」((入校する直前まで通学していた小学校)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第13条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第4条及び第66条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁[参考])を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。</p> <p>都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。 [40]</p> <p>国内移動選手の制限に係る例外適用</p> <p>(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項別則第3項-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。</p> <p>【注】(1)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項別則第3項-(1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い扱うものとする。</p>	<p>[39] 都道府県の移動に係る規定に従って適用するものとする。</p> <p>[39] 左記の解説・説明は、上記(1)に参加資格「少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に従って適用するものとする。</p> <p>[40] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。</p>
(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」	<p>(1)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業小学校、卒業中学校、卒業高校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であつた場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とることができる。</p> <p>【注】(1)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項別則第3項-(1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い扱うものとする。</p>	<p>Q.1 「IOCエリートアカデミー」に在籍している少子年齢別の選手ですが、国体にはどの都道府県から参加できるのでしょうか。 A.1 少子年齢別の年齢で該当する場合、「居住地を示す現住所」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」、「第1条校の所在地」、「第1条校の所属する都道府県から参加することができます。 A.2 入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県から参加することができます。都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。 詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。</p>

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解説・説明	備考、補足
別記【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリート」の国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）を下記のとおり定める。		
1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。 (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年 東京）に参加した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。【41】 ・ 冬季大会については、第24回オリンピック・冬季競技大会（2022年・北京）に参加した者を対象とする。 	<p>【41】 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p>
(2) 2023年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 各競技（種目）における国内ランク上位10位以内の者 各競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季大会については、2022年10月31時点とする。 ・ (1)及び(2)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。【42】 	<p>【42】 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p>
2 特例の内容 (1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。(ただし、ブロック大会に実施競技種目別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。) (2) 資格要件(日本数選手の登録) 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないとし、以下のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育（スポーツ）協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要領等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。【43】 ・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) 第11校の所在地 b) IOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める 小学校所在地 	<p>【43】 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p>
ア 居住地を示す現住所 (7) 2023年4月30以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き住民登記証の住所に存する都道府県において生活している実態があること。 なお、自ら所有する住居、又は自らの名義で生活を貯蓄していること。 a. 当該住居に生計を一にする家族など費用を自ら負担していること b. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に重要な家財道具が存在すること	<p>・ 冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う特別国民体育大会に係る参加資格特例措置については別紙参照</p>	
(7) 合宿、練習等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起點としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たしたものとする。 (7) 2023年4月30以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。 (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。	<p>・ 冬季大会については、2022年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う特別国民体育大会に係る参加資格特例措置については別紙参照</p>	
3 國内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項第3項-(1)-③のとおりとする。	<p>・ 第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできません。</p>	
Q.1 特例の対象となつた選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択できますか？		
A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできません。 ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高校所在地から出発することは可能です。		
Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択して出場しています。 (A県にはほんとどこ行ついてません。) この質問の場合、競技選手をしている場所が「勤務地」みなされますが、都道府県体育・スポーツ協会において開催されることになります。		
A.2 この質問の場合は、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。 詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。		

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記2[東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置]		
1 特例の対象となる被災地都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となつた場合は、個別に取り扱うこととする。		
2 特例の内容 (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていないとも、当該特例対象県から参加することができます。 【特例の対象者】 被災地域からの避難者等、災害の影響によるやむを得ない事情によつて、当該特例対象県における居住地を示す現住所、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなつた者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。 (7) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する者であることを。 (1) 災害が発生したと仮定した場合、2023年4月30日以前とする。 各競技会終了時まで推移して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。 【特例の対象者】 被災地域からの避難者等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかつた者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。 (7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する者としていた者であることを。 (ア) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していくことは抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難者等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかつた者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。 (7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者であることを。 (ア) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた場合が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていくこととする。 【注】「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該特例対象県のA県から出場できることになりますが、国体には出場できません。 また、通常は、当該自治体への住所に該する届出又は学籍に係る要件を満たしていない場合、それには連絡する公的な正明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有してレポートすると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができます。	[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていない場合、それには連絡する公的な正明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができます。	
3 特別大会に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置		
Q.1 避難後に特例対象県から、別の県に隣接しましたが、国体には出場できますか？ A.1 特例対象県から出場することが可能です。 また、避難先において(1)(2)所属都道府県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。		
Q.2 第76回大会に特例対象県のA県から出場しており、第77回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、特別大会はどの県から出場できますか？ A.2 特別大会については、A県からB県から出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、(2)所属都道府県に示す要件を満たしている必要があります。		

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年8月25日）

項目	解釈・説明	備考、補足
<p>2 特例の内容</p> <p>(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和</p> <p>イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から特別大会に参加した者が、第78回大会において、以下ののような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参画する場合は、国民体育大会開催基準要項別則第3項-(1)-1-①(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を「勤務地」又は「居住地」を示す現住所、 ○ 仙の都道府県に避難先を移す場合 <p>(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和</p> <p>避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年和別年齢にて上記「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 <p>なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できません。</p> <p>【特例の対象者】</p> <p>2011～2012年度（小学校は2015年度）に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。</p>	<p>・ 左記要件以外については、別記「国民体育大会ふるさと選手制度」による。</p>	

Q.1	2011年3月11日時点では、特別対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難し、C県の高校を卒業しました。その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるのでしょうか？
A.1	はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、当該大会開催年4月30日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日以前から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
- ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数

(2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のようないくつかの諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。

- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
- ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数^{※3}に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

所属都道府県外							
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日
所属 都道府県							

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

所属都道府県外							
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日
所属 都道府県							

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分することができるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月 1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月 1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定

新型コロナウイルス感染症に伴う対応 特別国民体育大会に係る参加資格特例措置について

特例対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

特例措置内容

4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の予選会参加申込時までに開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

※特別国民体育大会とは、2023年に開催される冬季大会(開催地：青森県、岩手県)、本大会(開催地：鹿児島県)を指すものとする。

以上

(公財) 東京都体育協会 事業部・競技スポーツ課

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2

Japan Sport Olympic Square 10F

TEL 03-6804-8123 (課直通)

FAX 03-6804-8244 (〃)